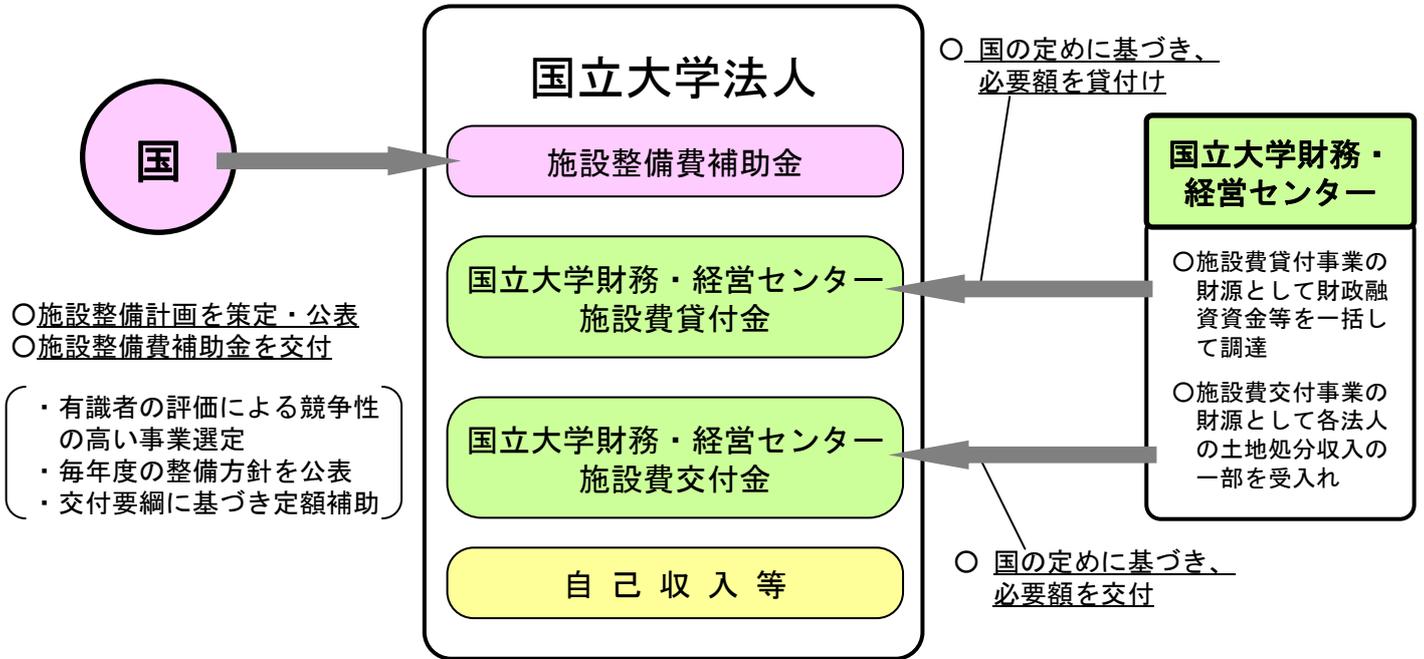
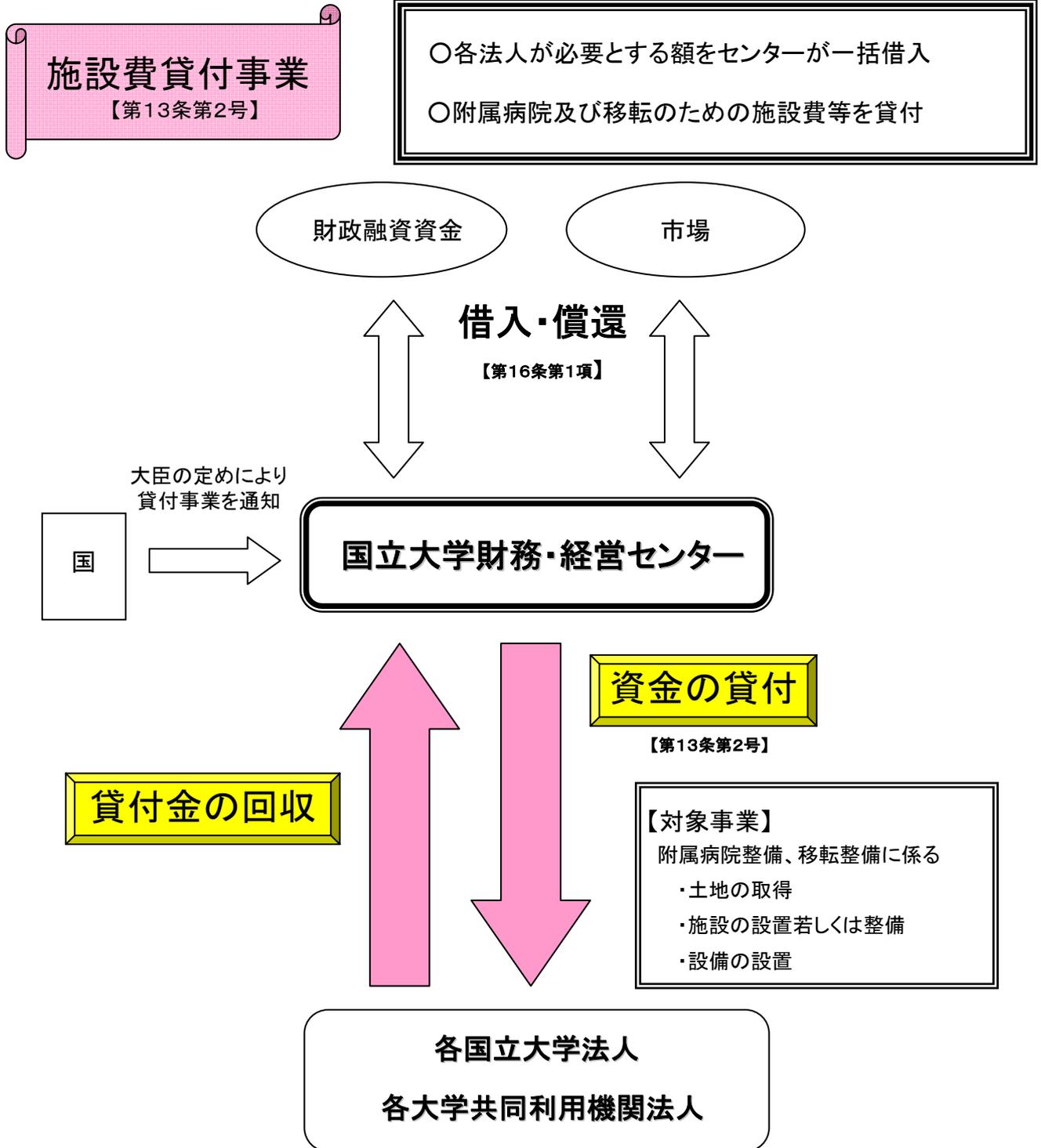


## 国立大学法人の施設整備の仕組みと予算



区分	交付等の主体	財源	対象	概要
施設整備費補助事業	国	一般会計予算		<ul style="list-style-type: none"> <li>国立大学法人の施設整備の基本的財源</li> <li>国が、定額を補助</li> </ul>
施設費交付事業	国立大学財務・経営センター	土地処分収入	施設整備 大型設備 不動産購入 災害復旧 附帯事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立大学法人が土地を処分して得られた収入の一部を国立大学財務・経営センターに納付、大学全体の施設整備財源として活用</li> <li>国立大学法人全体の均衡の取れた施設整備を実施</li> </ul>
施設費貸付事業		長期借入金	病院の施設整備 病院設備 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院再開発等、多額の費用を要する事業を安定的に進めるため実施</li> <li>国立大学財務・経営センターが一括調達し、各大学に必要額を貸付、各大学は、病院収入等で返済</li> </ul>
自己収入等による整備	(各大学)	産業界・地方公共団体との連携 寄付 等	施設整備全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>寄付その他の自己収入を活用し、各大学の自主的な判断により実施</li> </ul>

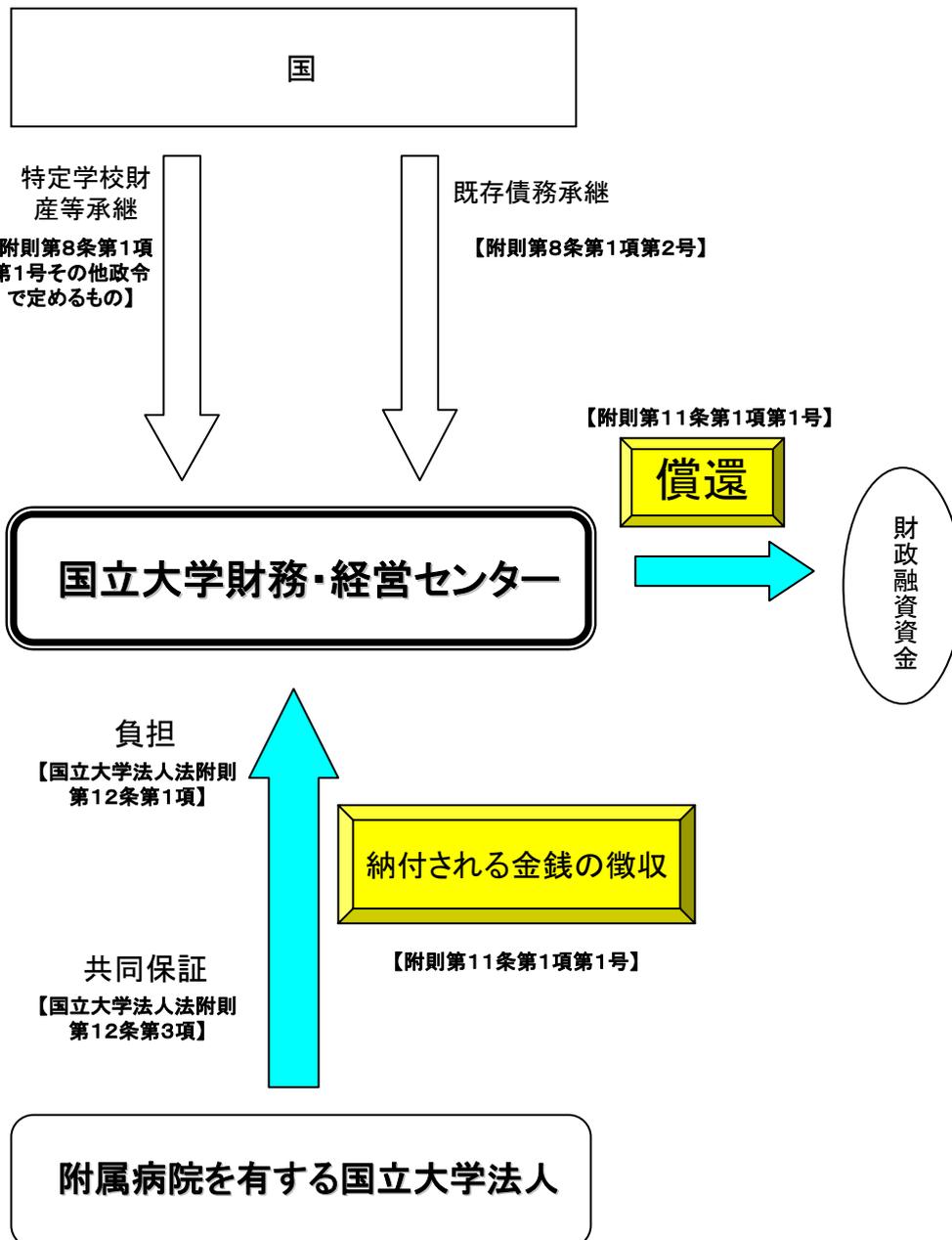
# 国立大学財務・経営センターの業務の概要



# 承継債務償還業務

【附則第11条第1項】

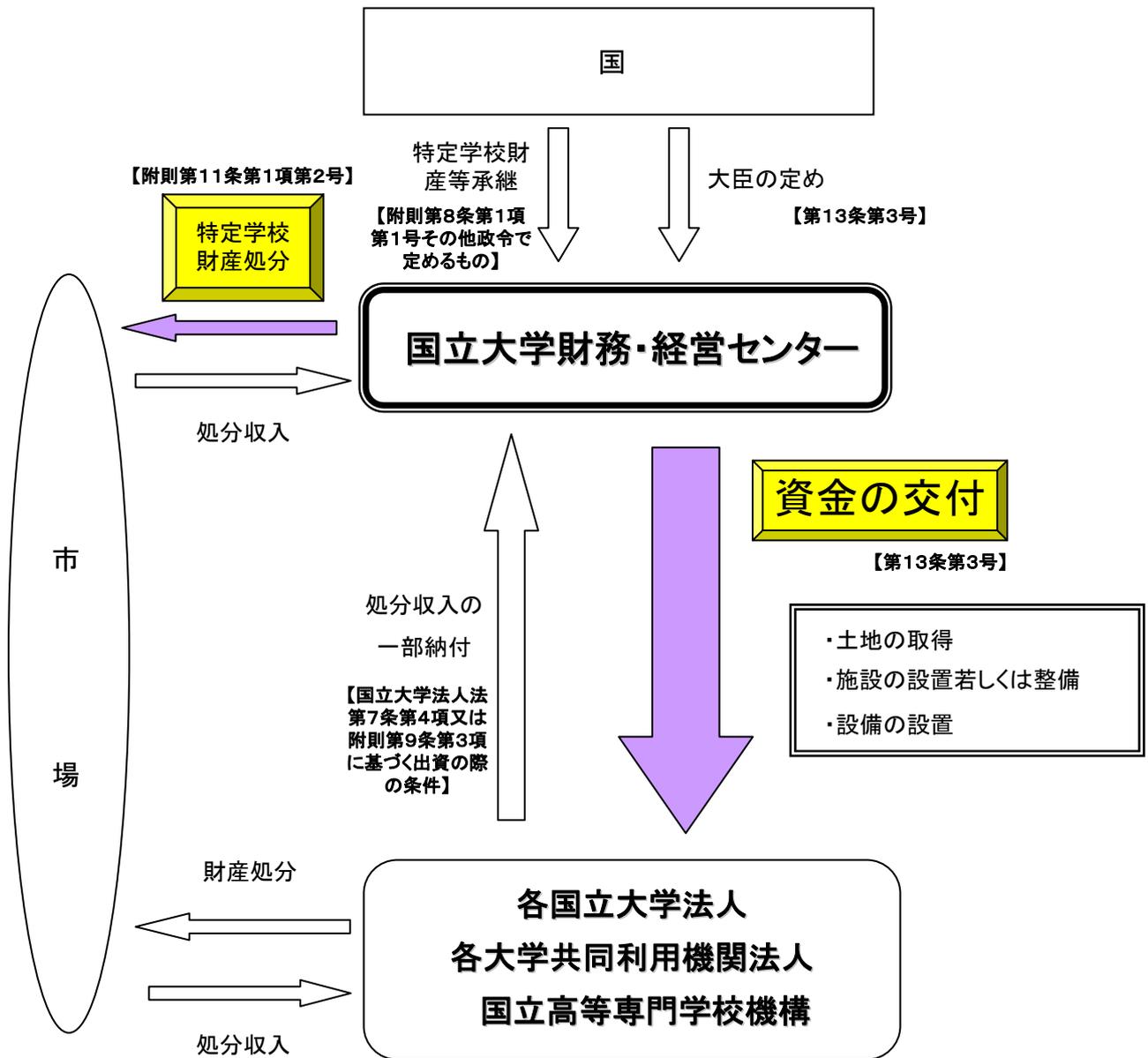
- 国立学校特別会計の既存債務をセンターが一括承継
- 各大学の負担金をセンターが取りまとめる等して償還



# 施設費交付事業

【第13条第3号】

- 国立大学法人等から納付される財産処分収入の一部及び特定学校財産の処分収入等が財源
- 国の施設費補助金とは別に施設費として交付



## ●独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）（抄）

（業務の範囲）

第十三条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 （略）
- 二 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け（以下「施設費貸付事業」という。）を行うこと。
- 三 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付（以下「施設費交付事業」という。）を行うこと。
- 四～七 （略）

（長期借入金及び独立行政法人国立大学財務・経営センター債券）

第十六条 センターは、施設費貸付事業に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人国立大学財務・経営センター債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、センターは、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3～8 （略）

附 則

（権利義務の承継等）

第八条 センターの成立の際、第十三条及び附則第十一条第一項に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち、次に掲げるものその他政令で定めるものは、政令で定めるところにより、センターが承継する。

- 一 旧設置法第九条の五第一号に規定する特定学校財産に係るもの
- 二 整備法第二条の規定による廃止前の国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号。次条において「旧特別会計法」という。）に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債に係るもの。

（センターの業務に関する特例等）

第十一条 センターは、当分の間、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

- 一 国立大学法人法附則第十二条第一項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、附則第八条第一項第二号の規定により承継される債務の償還及び当該債務に係る利子の支払（以下この条において「承継債務償還」という。）を行うこと。
- 二 承継債務償還及び施設費交付事業に充てるために附則第八条第一項第一号の規定により承継される財産の管理及び処分を行うこと。

2～4 （略）

## ●国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）

（資本金）

第七条（略）

2・3（略）

4 政府は、前項の規定により土地を出資の目的として出資する場合において、国立大学法人等が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき旨の条件を付することができる。

5～8（略）

附 則

（権利義務の承継等）

第九条（略）

2（略）

3 前項に規定する財産のうち、土地については、国立大学法人等が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額をセンターに納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。

（センターの債務の負担等）

第十二条 文部科学大臣が定める国立大学法人は、センターに対し、独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）附則第八条第一項第二号の規定によりセンターが承継した借入金債務のうち、当該国立大学法人の施設及び設備の整備に要した部分として文部科学大臣が定める債務に相当する額の債務を負担する。

2（略）

3 第一項の規定により債務を負担することとされた国立大学法人は、文部科学大臣が定めるところにより、センターが承継した借入金債務を保証するものとする。

4・5（略）